

第49回 農業資材審議会農薬分科会

農林水産省消費・安全局

第49回 農業資材審議会農薬分科会

日時：令和7年12月2日（火）

場所：農林水産省第3特別会議室

（WEB会議形式の併用開催）

時間：13：30～15：30

議事次第

1. 開会

2. 議題

（1）農薬取締法第3条第1項の農薬の登録に係る農業資材審議会農薬分科会の意見について

- ・ジャパミリルアを有効成分として含む農薬（登録）
- ・ジンプロピリダズを有効成分として含む農薬（登録）
- ・ベンジルアデニン（別名ベンジルアミノプリン）を有効成分として含む農薬（登録）

（2）農薬取締法第8条第1項の農薬の再評価に係る農業資材審議会農薬分科会の意見について

- ・イソチアニルを有効成分として含む農薬（再評価）
- ・チオベンカルブ（別名ベンチオカーブ）を有効成分として含む農薬（再評価）

（3）農薬取締法第39条第1項の規定に基づく農業資材審議会農薬分科会での意見の聴取について

- ・チオファネートメチルを有効成分として含む農薬（再評価）
- ・トプラメゾンを有効成分として含む農薬（再評価）
- ・プロパルギット（別名BPPS）を有効成分として含む農薬（再評価）
- ・ベノミルを有効成分として含む農薬（再評価）

- ・ペンシクロンを有効成分として含む農薬（再評価）
- ・メソトリオンを有効成分として含む農薬（再評価）

（4）「「農業資材審議会が軽微な事項の変更と認める場合」について」の一部改正について

（5）「微生物農薬の登録申請において提出すべき資料について」の一部改正について（報告）

（6）新たな科学的知見活用の見える化について（報告）

（7）その他

3. 閉 会

午後1時30分 開会

○宇井室長 定刻となりましたので、ただいまから第49回農業資材審議会農薬分科会を開催させていただきます。

委員の皆様方におかれましては本日、大変お忙しい中、御出席を頂きまして誠にありがとうございます。

私、本日事務局を務めます農産安全管理課農薬対策室長の宇井でございます。分科会長に議事をお願いするまでの間、進行を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の分科会でございますけれども、会議室とウェブ会議形式のハイブリッド型で開催させていただいてございます。

また、公開で開催するということでございまして、傍聴の方々にも御参加いただいてございます。

ウェブ会議形式で御出席いただいている委員の皆様におかれましては、差し支えなければ常時カメラをオンにしていただければと思います。また、発言の御希望等ございましたら画面右側の参加者一覧の「挙手」のアイコンを押していただきまして、順にお願いしたいと存じますが、急を要する場合など必要があれば、座長からの合図を待たずに御自身でミュートをお外していただきまして、御発言いただければと思います。また、チャットボックス機能もございます。音声トラブル等ございましたら、こちらのチャットボックスより御連絡いただけますと幸いです。また、万が一の回線トラブル等の場合には、委員の皆様には事務局の緊急連絡先を事前にお知らせしてございます。こちらまで御連絡いただければ幸いです。

本日、いつもより少し広い会議室になってございます。会議室においての委員の皆様方におかれましては、発言時には、マイクを御用意させていただいておりますので、こちらのマイクを御使用いただきまして御発言くださいますようお願い申し上げます。

続きまして、委員の出欠について御連絡いたします。

本日は、現時点で委員の方9名、臨時委員の方8名に御出席を頂いてございます。葉形委員、五箇委員、櫻井委員におかれましては、本日、御欠席となってございます。

本分科会ですけれども、農業資材審議会令第7条第1項で、委員と臨時委員の過半数の出席で会が成立すると規定されてございます。本日は、委員と臨時委員合わせて20名のところ17名の方に御出席を頂いておりますので、本分科会は成立しておりますことを御報告申し上げます。

続きまして、配付資料の確認をさせていただきます。

お手元に配付資料の一覧、資料一式及び参考資料を御用意してございます。一覧表がござい

ますので、そちらと付け合わせていただきまして、御確認いただければと思います。

また、今日、会議室にて御参加いただいている委員の皆様におかれましては、参考資料1から4をファイルに綴じたもので御用意してございます。こちらにつきましては次回以降の分科会でも使用いたしますので、会議終了後は机上に置いたままにしていただきますようお願い申し上げます。

それでは、これから議事進行は夏目分科会長にお願いしたいと存じます。夏目分科会長、どうぞよろしくお願ひいたします。

○夏目分科会長 本日は皆様、御多用のところを御出席いただきまして、ありがとうございます。分科会長の夏目でございます。

それでは、早速議事に移りたいと存じます。

本日は、議事次第にございますように、1つ目、農薬取締法第3条第1項の農薬の登録に係る農業資材審議会農薬分科会の意見について、2つ目が、農薬取締法第8条第1項の農薬の再評価に係る農業資材審議会農薬分科会の意見について、3つ目として、農薬取締法第39条第1項の規定に基づく農業資材審議会農薬分科会での意見の聴取について、4つ目が「農業資材審議会が軽微な事項の変更と認める場合」についての一部改正について、5つ目として「微生物農薬の登録申請において提出すべき資料について」の一部改正について、6つ目、新たな科学的知見活用の見える化についてお諮りします。

限られた時間ではございますが、御審議のほど、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、最初の議題であります農薬取締法第3条第1項の農薬の登録に係る農業資材審議会農薬分科会の意見についての審議に入ります。

まずは利益相反の状況について御報告をお願いいたします。

○宇井室長 第18回分科会で御決定いただきました利益相反の防止に係る規定に基づきまして、事前に皆様に利益相反の状況について確認をさせていただいてございます。

その結果、岩田委員及び秋森委員より、御審議いただく全ての剤につきまして利益相反のお申出がございました。事務局といたしましても利益相反の基準に該当することを確認させていただきましたので、御報告させていただきます。

○夏目分科会長 ありがとうございます。

それでは、岩田委員及び秋森委員におかれましては、この議題に係る審議が行われている間は審議に参加しないよう求めることとしたいと思います。

それでは、議題（1）の一つ目の成分の審議を行います。

令和7年7月18日付で農林水産大臣より当分科会に対し意見聴取の諮問がされています、ジャパミリルアを有効成分として含む農薬の登録について御審議いただきます。

まず、事務局、石原農薬審査官より説明をお願いいたします。

○石原審査官 農薬審査官の石原でございます。私より説明いたします。

資料3を御覧ください。

こちらの資料ですが、本日御審議いただき、御了承いただけましたら答申の別添となる資料でございます。

1ページを御覧ください。

本剤ですが、新規申請の成分といたしまして調査・審議が終わり、分科会に報告する成分となります。令和7年4月に登録の申請を受け、各部会で審議していただいたものになります。

2ページを御覧ください。

剤の概要でございます。

化学名、構造式等の基本的情報は、こちらに記載のとおりとなっております。

「ジャパミリルア」という成分で、用途は交信かく乱剤になります。

申請の製剤は、別紙1に記載の1剤となります。

果樹類の栽培に用いるものになります。

剤の概要についての説明は、以上となります。

○夏目分科会長 ありがとうございました。

それでは、農薬原体部会における議論の結果を水口委員から御報告いただきます。

○水口委員 農薬原体部会の部会長の水口でございます。部会を代表いたしまして、ジャパミリルアの農薬原体の組成に関わる評価につきまして、審議結果の報告をさせていただきます。

資料3の3ページ、①を御覧ください。

農薬の製造に用いられる農薬原体の規格は、有効成分である5-メチル-2-(1-メチルエチリデン)-4-ヘキセン-1-イル=ブチレートに対し設定することとし、組成分析の結果に基づき、920 g/kg以上とすることが妥当であると判断いたしました。

また、農薬原体中の有効成分の分析法は、②にお示ししているとおりです。

次に、農薬原体の規格の提案に際し、検討した結果を報告いたします。

概要は、③から⑤項に記載しております。

規格の設定根拠とした組成分析に用いられた分析法は、有効成分について選択性、検量線の直線性、精確さ及び併行精度が確認されており、科学的に妥当であると判断いたしました。 1

g/kg以上含有されている不純物の一部については標準物質の入手が困難であり、精確さの確認が行われていないなど、妥当性の確認は不十分ですが、選択性及び併行精度が確認されていることなどから、組成分析における含有濃度を審査に用いることは可能と判断いたしました。

農薬の製造に用いられる農薬原体の組成分析は、定量された分析対象の含有濃度の合計が1007から1013 g/kgであり、妥当と判断いたしました。

農薬原体中に含有されている不純物の毒性につきましては、毒性試験に用いられた農薬原体中の含有濃度、不純物の毒性に関する資料を用いて検討した結果、考慮すべき毒性を有する不純物は認められないと判断いたしました。

農薬の製造に用いられるジャパミリルアの農薬原体と毒性試験に用いられた農薬原体については、その組成及び毒性を比較した結果、同等であると判断いたしました。

これらの結果を踏まえ、さきの規格を提案させていただきました。

以上となります。

○夏目分科会長 水口委員、ありがとうございました。

次に、農薬使用者安全評価部会での議論の結果を美谷島委員から御報告いただきます。

○美谷島委員 農薬使用者安全評価部会の委員の美谷島でございます。部会を代表いたしまして、ジャパミリルアの審議結果の報告をさせていただきます。

資料3の4ページを御覧ください。

安全性に関する知見から、ジャパミリルアの使用により農薬使用者の健康に影響を与えるおそれは極めて低いと考えられるため、農薬使用者暴露許容量 (AOEL) 及び急性農薬使用者暴露許容量 (AAOEL) の設定は不要と判断しました。

なお、ディスペンサーを取り付ける際には、有効成分特有のにおいが手に付着する可能性があることから、不浸透性手袋を着用することが適切であると判断しました。

以上です。

○夏目分科会長 美谷島委員、ありがとうございました。

最後に、農薬蜜蜂影響評価部会での議論の結果を山本委員から御報告いただきます。

○山本委員 農薬蜜蜂影響評価部会の部会長の山本でございます。

部会を代表いたしまして、ジャパミリルアの審議結果を御報告いたします。

資料3の5ページを御覧ください。

まず、①評価結果につきまして、ジャパミリルアはフジコナカイガラムシ雌成虫が産生、放

出する性フェロモンであり、フジコナカイガラムシが生息している環境では日常的に存在しており、ミツバチはそのような環境下でジャパミリルアの影響を受けることなく活動しております。

更に、ジャパミリルアを有効成分としたフジコナカイガラムシ発生予察用の誘引剤が現在、我が国で販売、使用されております。

これらのことから、ジャパミリルアは「ミツバチに対して安全であることが明らかな農薬」に該当すると整理でき、申請された使用方法に基づき使用される限りにおいて、ミツバチの群の維持に支障を及ぼすおそれはないと考えられると判断いたしました。

次に、②注意事項につきましては、ジャパミリルアは「ミツバチに対して安全であることが明らかな農薬」に該当すると整理できることから、注意事項は要さないという判断をいたしました。

以上でございます。

○夏目分科会長 山本委員、ありがとうございました。

次に、事務局から、5. 農薬取締法第4条第1項各号に対する判断の説明をお願いいたします。

○石原審査官 資料3の6ページを御覧ください。

農薬取締法第4条第1項の各号への該当でございますが、こちらの資料の6ページから8ページまで記載しています。

いずれも該当ないと判断いたしました。

説明は以上でございます。

○夏目分科会長 ありがとうございました。

ただいま御説明ございましたジャパミリルアの登録について、何か御質問、御意見等がありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

私から。

化合物の名前の件ですけれども、英語だとスペースが入るところが「=」になっていますよね。一般名も化学名も。「1-イル=ブチレート」というところ。これは何か、農薬の場合にはこういうルールで命名しているんでしょうか。

○柴田審査官 化学名の字訳のルールというのがございまして、英語の名前を日本語にするとときにスペースの部分は、日本語ではスペースは使わないと代わりに、「=」を使用するという表記法がございます。

○夏目分科会長 分かりました。ありがとうございます。

内容については、よろしいでしょうか。

それでは、事務局にお願いしたいのですが、本分科会の答申案の配付をお願いいたします。

ウェブで御参加の委員の皆様には、答申案を画面にお示しいたします。

(答申案配付)

○夏目分科会長 それでは、資料を読み上げます。

農薬の登録について（答申）。

令和7年7月18日付け7消安第2470号をもって諮問のあった標記の件について、下記のとおり答申する。

記。

別添のとおり、ジャパミリルアを有効成分として含む農薬については、農薬取締法（昭和23年法律第82号）第4条第1項各号に該当すると認められないことから、登録して差し支えない。以上。

先ほど御審議いただきました資料3が、答申の別添となります。

このとおりでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○夏目分科会長 なお、答申文について一部表現上の修正が必要となった場合、分科会長一任でよろしいでしょうか。

(異議なし)

○夏目分科会長 ありがとうございました。

それでは、ジャパミリルアの登録について、答申案を当分科会の意見として決定したいと思います。

次に、議題（1）の二つ目の成分の審議を行います。

令和5年12月15日付け農林水産大臣より当分科会に対し意見聴取の諮問がされています、ジンプロピリダズを有効成分として含む農薬の登録について御審議いただきます。

まず、事務局より説明をお願いいたします。

○石原審査官 資料4を御覧ください。

こちらの資料ですが、本日御審議いただき、御了承いただきましたら答申の別添になる資料でございます。

1ページを御覧ください。

本剤ですが、新規申請の成分として調査・審議が終わり、分科会に報告する成分となります。

令和5年4月に登録の申請を受け、各部会で御審議いただいたものになります。

2ページを御覧ください。

剤の概要でございます。

化学名、構造式等の基本的情報は、こちらに記載のとおりでございます。

「ジンプロピリダズ」という成分で、用途は殺虫剤になります。

申請の製剤は別紙1に記載の1剤、液剤になります。

果樹、野菜、茶等の栽培に用いるものとなります。

剤の概要についての説明は、以上となります。

○夏目分科会長 ありがとうございました。

それでは、農薬原体部会における議論の結果を水口委員から御報告いただきます。

○水口委員 ジンプロピリダズの農薬原体の組成に関する評価につきまして、審議結果の報告をさせていただきます。

資料4の3ページ、①を御覧ください。

農薬の製造に用いられる農薬原体の規格は、有効成分であるジンプロピリダズに対し設定することとし、組成分析の結果に基づき、940 g/kg以上とすることが妥当であると判断いたしました。

また、農薬原体中のジンプロピリダズの分析法は、②にお示ししているとおりです。

次に、農薬原体の規格の提案に際し、検討した結果を報告いたします。

概要は、③から⑤項に記載しております。

規格の設定根拠とした組成分析に用いられた分析法は、有効成分ジンプロピリダズについて選択性、検量線の直線性、精確さ及び併行精度が確認されており、科学的に妥当であると判断いたしました。1 g/kg以上含有されている不純物の一部については標準物質の入手が困難であり、精確さの確認が行われていないなど妥当性の確認は不十分であるが、選択性及び併行精度が確認されていることなどから、組成分析における含有濃度を審査に用いることは可能と判断いたしました。

農薬の製造に用いられる農薬原体の組成分析は、定量された分析対象の含有濃度の合計が990から1000 g/kgであり、妥当と判断いたしました。

農薬原体中に含有されている不純物の毒性については、毒性試験に用いられた農薬原体中の含有濃度、不純物の毒性に関する資料を用いて検討した結果、考慮すべき毒性を有する不純物

は認められないと判断いたしました。

農薬の製造に用いられるジンプロピリダズの農薬原体と毒性試験に用いられた農薬原体については、その組成及び毒性を比較した結果、同等であると判断いたしました。

これらの結果を踏まえ、さきの規格を提案させていただきました。

以上です。

○夏目分科会長 水口委員、ありがとうございました。

次に、農薬使用者安全評価部会での議論の結果を美谷島委員から御報告いただきます。

○美谷島委員 農薬使用者安全評価部会の委員の美谷島でございます。部会を代表いたしまして、ジンプロピリダズの審議結果の報告をさせていただきます。

資料4の4ページを御覧ください。

まず、農薬使用者暴露許容量 (AOEL) 及び急性農薬使用者暴露許容量 (AAOEL) の設定について報告いたします。

AOELの設定については、その根拠となり得る各毒性試験で得られたジンプロピリダズの無毒性量のうち最小値は、ラットを用いた2年間反復経口投与毒性／発がん性併合試験の体重増加抑制等及びマウスを用いた18か月間発がん性試験の体重増加抑制に基づく無毒性量2 mg/kg体重/日でした。

また、この無毒性量に近い投与量における経口吸収率は87.8%から91.4%であり、80%以上であったことから、経口吸収率による補正は必要ないと判断しました。

のことから、ラットを用いた2年間反復経口投与毒性／発がん性併合試験及びマウスを用いた18か月間発がん性試験の無毒性量21 mg/kg体重/日を安全係数100で除した0.21 mg/kg体重/日をAOELと設定しました。

次に、AAOELの設定についてです。

ジンプロピリダズの単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響に対する無毒性量のうち最小値は、ラットを用いた急性神経毒性試験の摂餌量減少等に対する無毒性量120 mg/kg体重であり、AOELと同様に経口吸収率による補正は必要ないと判断し、安全係数100で除した1.2 mg/kg体重をAAOELと設定しました。

続きまして、暴露量の推定についてです。

別紙1に記載のあるジンプロピリダズを有効成分として含む農薬について、適用病害虫の範囲及び使用方法に従って使用した場合の暴露量を予測式により推定しました。

なお、経皮吸収率は、液剤の経皮吸収試験の結果を用いて精緻化しました。

推定した暴露量は、AOEL及びAAOELを下回っていました。

以上です。

○夏目分科会長 美谷島委員、ありがとうございました。

最後に、農薬蜜蜂影響評価部会での議論の結果を山本委員から御報告いただきます。

○山本委員 農薬蜜蜂影響評価部会の部会長の山本でございます。部会を代表いたしまして、ジンプロピリダズの審議結果を報告いたします。

資料4の5ページを御覧ください。

まず、①毒性指標の設定につきまして、提出された4種の室内毒性試験の半数致死量より、資料4の5ページの表にお示ししたとおり、ミツバチへの影響評価に用いる毒性指標値を定めました。

次に、②毒性の強さから付される注意事項につきましては、成虫の単回接触毒性及び単回経口毒性ともに半数致死量であるLD₅₀の値が基準としている11 μg/bee以上であったため、注意事項は要さないという判断をいたしました。

最後に、③及び④の暴露量の推計と評価結果ですけれども、資料4の別紙1に記載のジンプロピリダズを含む農薬のうちミツバチが暴露する可能性がある適用について、予測式又は実測値を用いて暴露量を推計しました。

推計しました暴露量を毒性指標値で除し、その数値と蜂個体、すなわちミツバチの成虫及び幼虫への影響が懸念される水準である0.4と比較した結果、暴露量を推計した全ての適用において、蜂個体への影響が懸念される水準を超えないことを確認いたしました。

以上より、ジンプロピリダズは、申請された使用方法に基づき使用される限りにおいて、ミツバチの群の維持に支障を及ぼすおそれはないと判断いたしました。

ジンプロピリダズの農薬蜜蜂影響評価部会での審議結果の概要は、以上でございます。

○夏目分科会長 山本委員、ありがとうございました。

次に、事務局より、5. 農薬取締法第4条第1項各号に対する判断の説明をお願いいたします。

○石原審査官 資料4の6ページを御覧ください。

農薬取締法第4条第1項各号への対応でございますが、6ページから9ページまで記載しています。

いずれも該当ないと判断いたしました。

説明は以上となります。

○夏目分科会長 ありがとうございました。

ただいま御説明のございましたジンプロピリダズの登録について、何か御質問、御意見等がありましたらお願ひいたします。いかがでしょうか。

一つ私からよろしいでしょうか。

2. 経緯のところで農薬原体部会が2回開かれていました、その間が1年弱、10か月ぐらい空いていますけれども、これは追加のデータを要求したということでしょうか。

○石原審査官 申請者に対しまして追加のデータを要求したということで、多少時間を要しております。

○夏目分科会長 わかりました。ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、事務局にお願いしたいのですが、本分科会の答申案の配付をお願いいたします。ウェブで御参加の委員の皆様には、答申案を画面にお示しいたします。

(答申案配付)

○夏目分科会長 それでは、資料を読み上げます。

農薬の登録について（答申）。

令和5年12月15日付け 5消安第5156号をもって諮問のあった標記の件について、下記のとおり答申する。

記。

別添のとおり、ジンプロピリダズを有効成分として含む農薬については、農薬取締法（昭和23年法律第82号）第4条第1項各号に該当すると認められないことから、登録して差し支えない。

以上。

先ほど御審議いただきました資料4が、答申の別添となります。

このとおりでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○夏目分科会長 なお、答申文について一部表現上の修正が必要となった場合、分科会長一任でよろしいでしょうか。

(異議なし)

○夏目分科会長 ありがとうございました。

それでは、ジンプロピリダズの登録について、答申案を当分科会の意見として決定したいと思います。

次に、議題（1）の三つ目の成分の審議を行います。

令和6年11月18日付けで農林水産大臣より当分科会に対し意見聴取の諮問がされています、ベンジルアデニン（別名ベンジルアミノプリン）を有効成分として含む農薬の登録について、御審議いただきます。

まず、事務局より説明をお願いいたします。

○石原審査官 資料5を御覧ください。

こちらの資料ですが、本日御審議いただきまして、御了承いただけましたら答申の別添になる資料でございます。

1ページを御覧ください。

本剤ですが、後発の新規申請の成分として調査・審議が終わり、分科会に報告する成分となっております。

令和6年3月に登録の申請を受け、各部会で審議していただいたものになります。

なお、本剤は後発の新規申請成分であるため、先発剤の再評価までは、使用者及びミツバチに関する評価につきましては従前の評価方法に基づいて実施することとなっています。

2ページを御覧ください。

剤の概要でございます。

化学名、構造式等の基本的情報は、こちらに記載のとおりとなります。

「ベンジルアデニン」という成分で、用途は植物成長調整剤になります。

申請の製剤は、別紙1に記載の1剤となります。

りんごの栽培で、摘果に用いるものになります。

剤の概要についての説明は、以上となります。

○夏目分科会長 ありがとうございました。

それでは、農薬原体部会における議論の結果を水口委員から御報告いただきます。

○水口委員 ベンジルアデニンの農薬原体の組成に関わる評価につきまして、審議結果の報告をさせていただきます。

資料5の3ページ、①を御覧ください。

農薬の製造に用いられる農薬原体の規格は、有効成分であるベンジルアデニンに対し設定することとし、組成分析の結果に基づき、970 g/kg以上とすることが妥当であると判断いたしました。

また、農薬原体中のベンジルアデニンの分析法は、②にお示ししているとおりです。

次に、農薬原体の規格の提案に際し検討した結果を報告いたします。

概要は、③から⑤項に記載しております。

規格の設定根拠とした組成分析に用いられた分析法は、さきの有効成分ベンジルアデニンのほか、1 g/kg以上含有されている不純物の分析法について、選択性、検量線の直線性、精確さ及び併行精度が確認されており、科学的に妥当であると判断いたしました。

農薬の製造に用いられる農薬原体の組成分析は、定量された分析対象の含有濃度の合計が988から1001 g/kgであり、妥当と判断いたしました。

農薬原体中に含有されている不純物の毒性については、毒性試験に用いられた農薬原体中の含有濃度、不純物の毒性に関する資料を用いて検討した結果、考慮すべき毒性を有する不純物は認められないと判断いたしました。

農薬の製造に用いられるベンジルアデニンの農薬原体と毒性試験に用いられた農薬原体については、その組成及び毒性を比較した結果、同等であると判断いたしました。

これらの結果を踏まえ、さきの規格を提案させていただきました。

以上です。

○夏目分科会長 水口委員、ありがとうございました。

次に、農薬使用者安全評価部会での議論の結果を美谷島委員から御報告いただきます。

○美谷島委員 農薬使用者安全評価部会の委員の美谷島でございます。部会を代表いたしまして、ベンジルアデニンの審議結果の報告をさせていただきます。

資料5の4ページを御覧ください。

まず、ベンジルアデニン原体を用いた急性吸入毒性及び皮膚感作性並びに製剤を用いた急性経口毒性、急性経皮毒性、急性吸入毒性、皮膚刺激性、眼刺激性及び皮膚感作性に関する試験成績を審議しました。

その結果、眼刺激及び皮膚刺激に係る注意事項並びに農薬用マスクの着用に係る注意事項を付すこととすれば、農薬使用者の健康に著しい影響を与えるおそれはないと判断しました。

以上となります。

○夏目分科会長 美谷島委員、ありがとうございました。

最後に、農薬蜜蜂影響評価部会での議論の結果を山本委員から御報告いただきます。

○山本委員 農薬蜜蜂影響評価部会の部会長の山本でございます。部会を代表いたしまして、ベンジルアデニンの審議結果を報告いたします。

資料5の5ページを御覧ください。

①ミツバチ影響試験の結果ですが、提出された2種の室内毒性試験の結果である半数致死量は、資料5の5ページの表にお示ししたとおりでした。

次に、②毒性の強さから付される注意事項につきましては、成虫の単回接触毒性及び単回経口毒性ともに半数致死量であるLD₅₀の値が基準としている11 μg/bee以上であったため、注意事項は要さないという判断をいたしました。

ベンジルアデニンの農薬蜜蜂影響評価部会での審議結果の概要は、以上でございます。

よろしくお願ひします。

○夏目分科会長 山本委員、ありがとうございました。

事務局より、5. 農薬取締法第4条第1項各号に対する判断の説明をお願いいたします。

○石原審査官 資料5の6ページを御覧ください。

農薬取締法第4条第1項の各号への該当でございますが、こちらの資料の6ページから8ページまで記載しております。

いずれも該当ないと判断しております。

説明は以上でございます。

○夏目分科会長 ありがとうございました。

ただいま御説明ございましたベンジルアデニンの登録について、何か御質問、御意見等がありましたらお願ひいたします。

○有江委員 資料5-4にある薬効・薬害のところで、この剤は側芽の発生促進や摘果を促進するというような目的だと思うんですけれども、どういうものを指標に薬害があるかないかを判断されたのでしょうか。

それから生活環境動植物、植物への被害は発生しないということですけれども、これは何を見て被害が発生しないと判断されているのかを教えていただきたいと思います。

○西岡課長補佐 事務局の西岡です。

薬害に関しましては、資料5-4の表1-2に記載があるとおり、今回の場合は植物体の新梢部に黒変枯死等が認められていることから、薬害と判断しております。通常の場合も、植物が枯れるですか色が変わりますとか、葉に斑点が見られる等々が見られるような場合は薬害としてございます。一方で、注意事項等々を付すことで問題ないと認められれば、登録は可能と判断してございます。

○有江委員 ありがとうございます。

伺いたかったのは、要するに剤を使用することで起こる現象、効果が、一般的には薬害とさ

れるようなことであるわけですよね。それをどうやって区別されて、どこで薬害がないという判断をしているのかを伺いたかったんです。

○西岡課長補佐 そういう意味では、おっしゃるとおり、意図したより摘果してしまうと問題なんでしょうけれども、今回ですと、摘果の量等ですよね。立木全面散布という使用方法に対して、全て摘果してしまったら薬害になるのではないかというご質問ですね。

○有江委員 どうやって区別するのかなと思ったので伺ったんですけども、この薬効・薬害の評価で、これを農薬登録してもよいだろうといったことはFAMICで判断するんですか。

○西岡課長補佐 おっしゃるとおり、薬効・薬害の評価については農林水産消費安全技術センターで評価してございます。基本的には、意図した程度、その使用目的の効果がでる分には薬害ではないと見なしております。

○有江委員 分かりました。

それ以外の作物、例えば下に、環境動植物の何を指しているのかデータがここにはないと思いますので分かりませんけれども、例えば下草とかそういうものに対する影響はなかったという理解でよろしいですか。

○西岡課長補佐 すみません、ちょっと御質問の意図が分からぬのですが、どのようなご質問でしょうか。

○有江委員 資料5の、5. の八の「生活環境動植物の被害が……」というところ、先ほどこれに関してはおそれがないと御報告いただいたと思うんですけども。

○西岡課長補佐 生活環境動植物の影響に関しては、こちらで評価している植物は水域の藻類になります。薬害の試験として周辺作物に対する影響を見ている事例がないわけではないのですけれども、今回の申請に関しては周辺の作物に対する薬害試験は提出されておりませんので、そちらは評価してございません。

○有江委員 そういうことなんですね。分かりました。

○夏目分科会長 ほかに御意見、御質問等ありますでしょうか。

○平沢委員 4ページの使用者安全のところで気になったんですけども、眼に対する刺激性ということで、正しく使えば大丈夫だというのは分かるのですが、何かこれを悪用されてしまったりしたら、農薬全体が安全になっている中で、この刺激性というのがどれぐらいのものなのかなと思ったので。

洗って眼科医の手当を受けなければ大丈夫ということで、全然後遺症が残ったりといった心配はないものなのか、ちょっと教えてください。

○西岡課長補佐 事務局より御説明させていただきます。

今回の事例に関しては、資料5－2の使用者安全評価部会の評価書を御覧いただければと思います。

8ページになりますけれども、表2の下の方、眼刺激性のところを説明させていただきます。

眼刺激性に関しては、症状が出るということですけれども、7日以内にはその症状が消失するということで、問題はないと判断してございます。

具体的には、8ページの表の下に注意書きの例を書かせていただいておりますけれども、刺激性はあるのですが、眼に入ったら眼を洗う、眼科医の手当てを受けるといった注意を付せば問題ないと判断してございます。

○平沢委員 分かりました。

洗い流せば大丈夫というか、刺激があってもそれほど問題ないという理解でよろしいということですね。

○宇井室長 この使用方法どおりにお使いいただいて、もし眼に入ってしまったときには洗い流す、あるいは眼科医にかかっていただくことで対応が可能だということでございます。

今、委員御指摘のありましたように悪用された場合でございますけれども、これは農薬取締法の中ではなかなか規制が難しいことでございますので、そういった事案が万が一発生した場合には、警察等とも連携して対応してまいりたいと思ってございます。

○平沢委員 そうですね、昔の農薬は本当に、自殺とか犯罪とかに使われたということで、今はそういうことに使っても問題ないようになっているという話は聞いているので、そういう安全になっている中ではちょっとどうなんだろうと思ったので問合せをさせていただきました。

ありがとうございます。

○西岡課長補佐 そういう意味では、やはり悪用されると今の農薬も、意図せぬ使い方については保証し切れないため、そのようなことは想定していないとなります。また、そういうことを想定した注意事項ではなく、あくまでも正しく使っていただいた時の毒性を評価し、注意事項を付すということを定めております。

○夏目分科会長 ありがとうございます。

ほかに、いかがでしょうか。

それでは、事務局にお願いしたいのですが、本分科会の答申案の配付をお願いいたします。

ウェブで御参加の委員の皆様には、答申案を画面にお示しいたします。

(答申案配付)

○夏目分科会長 それでは、資料を読み上げます。

農薬の登録について（答申）。

令和6年11月18日付け6消安第4482号をもって諮詢のあった標記の件について、下記のとおり答申する。

記。

別添のとおり、ベンジルアデニン（別名ベンジルアミノプリン）を有効成分として含む農薬については、農薬取締法（昭和23年法律第82号）第4条第1項各号に該当すると認められないことから、登録して差し支えない。

以上。

先ほど御審議いただきました資料5が、答申の別添となります。

このとおりでよろしいでしょうか。

（異議なし）

○夏目分科会長 なお、答申文について一部表現上の修正が必要となった場合、分科会長一任でよろしいでしょうか。

（異議なし）

○夏目分科会長 ありがとうございました。

それでは、ベンジルアデニンの登録について、答申案を当分科会の意見として決定したいと思います。

次に、議題（2）農薬取締法第8条第1項の農薬の再評価に係る農業資材審議会農薬分科会の意見についての審議に入ります。

まずは利益相反の状況について御報告をお願いいたします。

○宇井室長 第18回分科会で御決定いただきました利益相反の防止に係る規定に基づきまして、事前に委員の皆様に利益相反の状況について御確認させていただいてございます。

その結果、議題（2）で御審議いただきますイソチアニルとチオベンカルブのいずれに対しましても、岩田委員、秋森委員より利益相反のお申出がございました。事務局といたしましても利益相反の基準に該当することを確認させていただきましたので、御報告申し上げます。

○夏目分科会長 御報告ありがとうございます。

それでは、岩田委員及び秋森委員におかれましては、議題（2）に係る審議が行われている間は審議に参加しないよう求めることとしたいと思います。

議題（2）の一つ目の審議を行います。

令和4年12月14日付けで農林水産大臣より当分科会に対し意見聴取の諮問がされています、イソチアニルを有効成分として含む農薬の再評価について御審議いただきます。

まず、事務局より説明をお願いいたします。

○石原審査官 資料6を御覧ください。

こちらの資料ですが、本日御審議いただき、御了承いただきましたら答申の別添になる資料でございます。

1ページを御覧ください。

本剤ですが、再評価の成分として調査・審議が終わり、分科会に報告する成分となります。

令和4年3月に試験成績等の資料を受理し、各部会で御審議いただいたものになります。

2ページを御覧ください。

剤の概要でございます。

化学名、構造式等の基本的情報は、こちらに記載のとおりとなります。

本剤イソチアニルは、再評価として資料が提出されたものでございます。初回の登録年は平成22年、2010年、用途は殺菌剤で、適用作物は稻です。

再評価に係るイソチアニルを有効成分として含む農薬につきましては、こちらの資料の11から12ページの別紙1で表にまとめたとおりでございます。

剤の概要についての説明は、以上となります。

○夏目分科会長 ありがとうございました。

それでは、農薬原体部会における議論の結果を水口委員から御報告いただきます。

○水口委員 イソチアニルの農薬原体の組成に関する評価につきまして、審議結果の報告をさせていただきます。

資料6の3ページ、①を御覧ください。

農薬の製造に用いられる農薬原体の規格は、有効成分であるイソチアニルに対し設定することとし、組成分析の結果に基づき、960 g/kg以上とすることが妥当であると判断いたしました。

また、農薬原体中のイソチアニルの分析法は、②にお示ししているとおりです。

次に、農薬原体の規格の提案に際し検討した結果を報告いたします。

概要は、③から⑤項に記載しております。

規格の設定根拠とした組成分析に用いられた分析法は、さきの有効成分イソチアニルのほか、1 g/kg以上含有されている不純物の分析法について、選択性、検量線の直線性、精確さ及び併行精度が確認されており、科学的に妥当であると判断いたしました。

農薬の製造に用いられる農薬原体の組成分析は、定量された分析対象の含有濃度の合計が988から1000 g/kgであり、妥当と判断いたしました。

農薬原体中に含有されている不純物の毒性については、毒性試験に用いられた農薬原体中の含有濃度、不純物の毒性に関する資料を用いて検討した結果、考慮すべき毒性を有する不純物は認められないと判断いたしました。

農薬の製造に用いられるイソチアニルの農薬原体と毒性試験に用いられた農薬原体については、その組成及び毒性を比較した結果、同等であると判断いたしました。

これらの結果を踏まえ、さきの規格を提案させていただきました。

以上です。

○夏目分科会長 水口委員、ありがとうございました。

次に、農薬使用者安全評価部会での議論の結果を美谷島委員から御報告いただきます。

○美谷島委員 農薬使用者安全評価部会の委員の美谷島でございます。部会を代表いたしまして、イソチアニルの審議結果の報告をさせていただきます。

資料6の4ページを御覧ください。

まず、農薬使用者暴露許容量 (AOEL) 及び急性農薬使用者暴露許容量 (AAOEL) の設定について報告いたします。

AOELの設定については、その根拠となり得る各毒性試験で得られたイソチアニルの無毒性量のうち最小値は、ラットを用いた2世代繁殖毒性試験の親動物の肝絶対及び比重量増加等並びに児動物の低体重に基づく無毒性量3.35 mg/kg体重/日でした。

また、この無毒性量に近い投与量における経口吸収率は78.7 %であり、経口吸収率による補正が必要であると判断しました。

これらのことから、ラットを用いた2世代繁殖毒性試験の無毒性量3.35 mg/kg体重/日を経口吸収率78.7 %により補正し、安全係数100で除した0.026 mg/kg体重/日をAOELと設定しました。

次に、AAOELの設定についてです。

イソチアニルの単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響は認められなかつたことから、AAOELは設定する必要がないと判断しました。

続きまして、暴露量の推定についてです。

イソチアニルを有効成分として含む農薬（別紙1参照）について、適用病害虫の範囲及び使用方法に従って使用した場合の暴露量を予測式により推定しました。

推定した暴露量は、AOELを下回っておりました。

以上です。

○夏目分科会長 美谷島委員、ありがとうございました。

最後に、農薬蜜蜂影響評価部会での議論の結果を山本委員から御報告いただきます。

○山本委員 農薬蜜蜂影響評価部会の部会長の山本でございます。部会を代表いたしまして、イソチアニルの審議結果について概要を報告いたします。

資料6の5ページを御覧ください。

まず、①毒性指標の設定につきまして、提出された3種の室内毒性試験の半数致死量より、資料6の5ページの表にお示ししたとおり、ミツバチへの影響評価に用いる毒性指標値を定めました。

次に、②毒性の強さから付される注意事項につきましては、成虫の単回接触毒性及び成虫単回経口毒性ともに半数致死量であるLD₅₀の値が基準としている11 μg/bee以上であったため、注意事項は要さないという判断をいたしました。

最後に、③及び④の暴露量の推計と評価結果ですけれども、イソチアニルは昆虫成長制御剤に該当せず、成虫の単回接触毒性のLD₅₀が11 μg/bee以上であること、及び成虫の急性接触毒性以外の毒性値が超値であることから、1巡目の再評価においてリスク評価を行う対象とせず、暴露量の推計は行っておりません。

このことから、イソチアニルは、申請された使用方法に基づき使用される限りにおいて、ミツバチの群の維持に支障を及ぼすおそれないと判断いたしました。

イソチアニルの農薬蜜蜂影響評価部会での審議結果の概要は、以上でございます。

○夏目分科会長 山本委員、ありがとうございました。

それでは、最後に事務局より、5. 農薬取締法第4条第1項各号に対する判断の説明をお願いいたします。

○石原審査官 資料6の6ページを御覧ください。

農薬取締法第4条第1項の各号への該当でございますが、6ページから10ページまで記載しております。

いずれも該当ないと判断しました。

説明は以上でございます。

○夏目分科会長 ありがとうございました。

ただいま御説明のございましたイソチアニルの再評価について、何か御質問、御意見等があ

りましたらお願ひいたします。いかがでしょうか。

私から一つ。

農薬使用者安全評価部会でAOELを決定するときに、吸収率のことを検討されていますが、イソチアニルの場合には78.7 %で補正が必要、先ほど出てきたジンプロピリダズの場合には87.8から91.4 %で必要なしということですが、この基準はどの辺にあるんでしたっけ。

○岡審査官 経口吸収率につきましては80 %を基準としておりまして、80 %以上の場合は吸収率による補正はしないこととしております。

○夏目分科会長 そうすると、今回のはかなりぎりぎりに近いということですね。

○岡審査官 さようでございます。

○夏目分科会長 分かりました。

ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、事務局にお願いしたいのですが、本分科会の答申案の配付をお願いいたします。

ウェブで御参加の委員の皆様には、答申案を画面にお示しいたします。

(答申案配付)

○夏目分科会長 それでは、資料を読み上げます。

農薬の再評価について（答申）。

令和4年12月14日付け4消安第4121号をもって諮問のあった標記の件について、下記のとおり答申する。

記。

別添のとおり、イソチアニルを有効成分として含む農薬については、農薬取締法（昭和23年法律第82号）第4条第1項各号に該当しない。

以上。

先ほど御審議いただきました資料6が、答申の別添となります。

このとおりでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○夏目分科会長 なお、答申文について一部表現上の修正が必要となった場合、分科会長一任でよろしいでしょうか。

(異議なし)

○夏目分科会長 ありがとうございました。

それでは、イソチアニルの再評価について、答申案を当分科会の意見として決定したいと思

います。

続きまして、2剤目の審議を行います。

令和4年9月12日付で農林水産大臣より当分科会に対し意見聴取の諮問がされています、チオベンカルブ（別名ベンチオカーブ）を有効成分として含む農薬の再評価について御審議いただきます。

まず、事務局より御説明をお願いいたします。

○石原審査官 資料7を御覧ください。

こちらの資料ですが、本日御審議いただき、御了承いただけましたら答申の別添になる資料でございます。

1ページを御覧ください。

本剤ですが、再評価の成分として調査・審議が終わり、分科会に報告する成分となります。

令和3年12月に試験成績等の資料を受理し、各部会で御審議いただいたものになります。

2ページを御覧ください。

剤の概要でございます。

化学名、構造式等の基本的情報は、こちらに記載のとおりでございます。

本剤チオベンカルブは、再評価として資料が提出されたものでございます。初回の登録年は昭和45年、1970年。

用途は除草剤で、適用作物は水稻、麦類、豆類等です。

再評価に係るチオベンカルブを有効成分として含む農薬につきましては、11ページの別表1の表にまとめたとおりでございます。

剤の概要についての説明は、以上となります。

○夏目分科会長 ありがとうございました。

それでは、農薬原体部会における議論の結果を水口委員から御報告いただきます。

○水口委員 チオベンカルブの農薬原体の組成に関する評価につきまして、審議結果の報告をさせていただきます。

資料7の3ページ、①を御覧ください。

農薬の製造に用いられる農薬原体の規格は、有効成分であるチオベンカルブに対し設定することとし、組成分析の結果に基づき、980 g/kg以上とすることが妥当であると判断いたしました。

また、農薬原体中のチオベンカルブの分析法は、②にお示ししているとおりです。

次に、農薬原体の規格の提案に際し検討した結果を報告いたします。

概要は、③から⑤項に記載しております。

規格の設定根拠とした組成分析に用いられた分析法は、さきの有効成分チオベンカルブのほか、1 g/kg以上含有されている不純物の分析法について、選択性、検量線の直線性、精確さ及び併行精度が確認されており、科学的に妥当であると判断いたしました。

農薬の製造に用いられる農薬原体の組成分析は、定量された分析対象の含有濃度の合計が998から1000 g/kgであり、妥当と判断いたしました。

農薬原体中に含有されている不純物の毒性につきましては、毒性試験に用いられた農薬原体中の含有濃度、不純物の毒性に関する資料を用いて検討した結果、考慮すべき毒性を有する不純物は認められないと判断いたしました。

農薬の製造に用いられるチオベンカルブの農薬原体と毒性試験に用いられた農薬原体については、その組成及び毒性を比較した結果、同等であると判断いたしました。

これらの結果を踏まえ、さきの規格を提案させていただきました。

以上です。

○夏目分科会長 水口委員、ありがとうございました。

次に、農薬使用者安全評価部会での議論の結果を美谷島委員から御報告いただきます。

○美谷島委員 農薬使用者安全評価部会の委員の美谷島でございます。部会を代表いたしまして、チオベンカルブの審議結果の報告をさせていただきます。

資料7の4ページを御覧ください。

まず、農薬使用者暴露許容量 (AOEL) 及び急性農薬使用者暴露許容量 (AAOEL) の設定について報告いたします。

AOELの設定については、その根拠となり得る各毒性試験で得られたチオベンカルブの無毒性量のうち最小値は、イヌを用いた1年間反復経口投与毒性試験の総たんぱく質及びアルブミン減少等に基づく無毒性量 1 mg/kg体重/日でした。

また、この無毒性量に近い投与量における経口吸収率は95.0 %から99.2 %であり、80 %以上であったことから、経口吸収率による補正は必要ないと判断しました。

これらのことから、イヌを用いた1年間反復経口投与毒性試験の無毒性量 1 mg/kg体重/日を安全係数100で除した0.01 mg/kg体重/日をAOELと設定しました。

次に、AAOELの設定についてです。

チオベンカルブの単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響に対する無毒性量のう

ち最小値は、ラットを用いた急性神経毒性試験の歩行異常、運動量の低下等に対する無毒性量100 mg/kg体重であり、AOELと同様に経口吸収率による補正は必要ないと判断し、安全係数100で除した1 mg/kg体重をAAOELと設定しました。

続きまして、暴露量の推定についてです。

チオベンカルブを有効成分として含む農薬（別紙1参照）について、適用病害虫の範囲及び使用方法に従って使用した場合の暴露量を予測式により推定しました。

なお、一部の製剤について、経皮吸収率は乳剤の経皮吸収試験の結果を用いて精緻化しました。

推定した暴露量は、AOEL及びAAOELを下回っていました。

以上です。

○夏目分科会長 美谷島委員、ありがとうございました。

最後に、農薬蜜蜂影響評価部会での議論の結果を山本委員から御報告いただきます。

○山本委員 農薬蜜蜂影響評価部会の部会長の山本でございます。部会を代表いたしまして、チオベンカルブの審議結果について概要を報告いたします。

資料7の5ページを御覧ください。

まず、①毒性指標の設定につきまして、提出された成虫の単回接触毒性試験及び単回経口毒性試験の半数致死量であるLD₅₀より、資料7の5ページの表にお示ししたとおり、ミツバチへの影響評価に用いる毒性指標値を定めました。

次に、②の毒性の強さから付される注意事項につきましては、成虫の単回接触毒性及び成虫単回経口毒性ともにLD₅₀の値が基準としている11 μg/bee以上であったため、注意事項は要さないという判断をいたしました。

最後に、③及び④の暴露量の推計と評価結果ですが、チオベンカルブは昆虫成長制御剤に該当せず、成虫の単回接触毒性のLD₅₀が11 μg/bee以上であること、及び成虫の単回接触毒性以外の毒性値が超値であることから、1巡目の再評価においてリスク評価を行う対象とせず、暴露量の推計は行っておりません。

このことから、チオベンカルブは申請された適用方法に基づき使用される限りにおいて、ミツバチの群の維持に支障を及ぼすおそれはないと判断しました。

チオベンカルブの農薬蜜蜂影響評価部会での審議結果の概要は、以上でございます。

よろしくお願いします。

○夏目分科会長 山本委員、ありがとうございました。

最後に、事務局より 5. 農薬取締法第4条第1項各号に対する判断の説明をお願いいたします。

○石原審査官 資料7の6ページを御覧ください。

農薬取締法第4条第1項の各号への該当でございますが、6ページから10ページまで記載しております。

いずれも該当ないと判断いたしました。

説明は以上でございます。

○夏目分科会長 ありがとうございました。

ただいま御説明のございましたチオベンカルブの再評価について、何か御質問、御意見等がありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

私から。

これも経緯のところですけれども、農薬使用者安全評価部会がパブリックコメントを求める前に2回行われていますが、これもやはりデータの追加をお願いしたということですか。

○石原審査官 こちらも資料提出者に、追加資料等の提出を求めたことから時間を要しております。

○夏目分科会長 今回こういうふうに二つの再評価期間を見て気になって、調べてみると結構な割合でデータの追加の要求をお願いしていると思いますが、その内容についてはばらばらなのでしょうか。何か共通点があるなら「農薬の登録申請において提出すべき資料について書類」等の見直しというか修正というかがあると、この期間が短くなるかなと思ったんですけれども。

○石原審査官 御指摘のとおりでございまして、まだこの剤等の審議は再評価が始まったばかりの段階でございまして、今、数をこなしていく中で、同様の指摘がありますので、その傾向も踏まえまして、同じような指摘が起こらないよう改善は図っております。今後、我々といたしましても、この期間をできる限り短くしていきたいと考えております。

○夏目分科会長 了解しました。

ほかに、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、事務局にお願いしたいのですが、本分科会の答申案の配付をお願いいたします。

ウェブで御参加の委員の皆様には、答申案を画面にお示しいたします。

(答申案配付)

○夏目分科会長 それでは、資料を読み上げます。

農薬の再評価について（答申）。

令和4年9月12日付け4消安第3069号をもって諮問のあった標記の件について、下記のとおり答申する。

記。

別添のとおり、チオベンカルブ（別名ベンチオカーブ）を有効成分として含む農薬について
は、農薬取締法（昭和23年法律第82号）第4条第1項各号に該当しない。

以上。

先ほど御審議いただきました資料7が、答申の別添となります。

このとおりでよろしいでしょうか。

（異議なし）

○夏目分科会長 なお、答申文について一部表現上の修正が必要となった場合、分科会長一任
でよろしいでしょうか。

（異議なし）

○夏目分科会長 ありがとうございました。

それでは、チオベンカルブの再評価について、答申案を当分科会の意見として決定したい
思います。

次に、議題（3）農薬取締法第39条第1項の規定に基づく農業資材審議会農薬分科会での意
見の聴取についてに入ります。

農林水産大臣から諮問があったときに、その内容を事務局から分科会に報告することとして
おりますので、事務局より報告をお願いいたします。

○石原審査官 それでは、今回、諮問する農薬について御説明いたします。

資料8-2を御覧ください。

今回、6成分諮問することになりますが、いずれも再評価になります。

2ページを御覧ください。

まず、チオファネートメチルでございます。

構造式はこちらに示したようなものでございまして、初回の登録年が1971年、用途は、殺菌
剤です。果樹、野菜、花卉等の栽培で用いられている殺菌剤でございます。

作用機作は、記載のとおりでございます。

海外の状況ですけれども、JMPRの評価、米国での登録はございますが、欧州での登録はない
状況でございます。

続きまして、3ページを御覧ください。

トプラメゾンでございます。

構造式は、こちらに示したようなものでございます。

初回の登録年が2013年、用途は除草剤でございます。飼料用とうもろこしの栽培で用いられている除草剤です。

作用機作は、記載のとおりとなります。

海外の状況ですけれども、JMPRの評価、欧州での登録はございませんが、米国での登録はある状況でございます。

続きまして次のページ、プロパルギットでございます。

構造式は、こちらに示したようなものでございます。

初回の登録年が1967年、用途は殺虫剤です。果樹の栽培で用いられている殺虫剤です。

作用機作は、記載のとおりとなっております。

海外の状況ですけれども、JMPRの評価、米国での登録はございますが、欧州での登録はない状況でございます。

続きまして次のページ、ベノミルでございます。

構造式、こちらに示したようなものでございます。

初回の登録年が1971年、用途は殺菌剤です。稻、果樹、野菜等の栽培で用いられている殺菌剤となります。

作用機作は、記載のとおりです。

海外の状況ですけれども、JMPRの評価はありますが、欧米での登録はない状況でございます。

次のページ、ペンシクロンでございます。

構造式は、こちらに示したようなものでございます。

初回の登録年が1985年、用途は殺菌剤です。稻、ばれいしょ、芝等の栽培に用いられている殺菌剤になります。

作用機作は記載のとおりでございまして、海外の状況ですけれども、JMPRの評価、欧米での登録、いずれもない状況でございます。

次のページ、最後の成分、メソトリオンという成分でございます。

構造式は、こちらに示したようなものでございます。

初回登録年が2010年、用途は除草剤です。移植水稻、とうもろこし、日本芝等の栽培で用いられている除草剤になります。

作用機作は記載のとおりで、海外の状況ですけれども、JMPRの評価、欧米での登録、いずれ

もある状況でございます。

議題（3）の説明は以上となります。

○夏目分科会長 ありがとうございます。

いずれも諮問を受けてこれから各部会で御審議いただくものですので、各農薬に関する御質問、御見解は部会の中で頂くこととして、事務局より説明があった事項について何か御質問、御意見等がありましたらよろしくお願ひいたします。

○岩田委員 再評価の件、6件ということなので、それに関する期間のことでお聞きしたいんですけれども、先ほどの再評価終了の成分も、それぞれ3年9か月、4年かかっていて、なかなか短縮されない現状ということですが、並列方式を取り入れた中で、その効果がいつぐらいから現れてくるのかという辺りをまず一つ聞きたいということ。

もう一点は、今回6剤については提出から諮問まで1年弱ぐらいかかっているということで、それは恐らく資料の不備等があって、今、精緻化が図られているとは思いますが、その辺りの短縮の可能性とか、今後のこの6剤の再評価に関する目安的なものがもしあれば、感触を教えていただければと思います。

○山原課長補佐 事務局の山原でございます。

御質問ありがとうございます。

まず、並列方式したことによる効果はいつぐらいから現れるかというお投げかけでございますけれども、直列型を並列型にしたのが今年の4月以降ということもありまして、まだ効果は見えづらいところかなと思いますけれども、並列型にすることによって円滑に審議を進めてまいりたいと考えているところでございます。

もう一点のお投げかけです。資料提出からこの諮問に至るまでの期間も含めて、より短くできないかというところでのお投げかけかと理解しております。

先ほど審査官の石原からも回答いたしましたとおり、特によくある指摘事項について、一般化できるものにつきましては、農薬メーカー全体に対して御説明することによって、科学的な審議に必要な資料を準備する、いわゆる前捌きに当たる期間を短くできるような工夫もしているところでございますので、業界全体としてもその点、御協力いただきますようお願いいたします。

○岩田委員 ありがとうございます。

双方のそういったコミュニケーションを含めて、改善の余地はまだあると理解しました。よろしくお願ひいたします。

○夏目分科会長 そのほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、今後は資料8-2にありますチオファネートメチル、トプラメゾン、プロパルギット（別名BPPS）、ベノミル、ペンシクロン及びメソトリオンについて農薬原体部会、農薬使用者安全評価部会及び農薬蜜蜂影響評価部会の三つの部会でそれぞれ御審議いただき、審議結果を後日の農薬分科会に御報告いただくことになりますので、各部会の先生方はどうぞよろしくお願ひいたします。

次に、議題（4）「「農業資材審議会が軽微な事項の変更と認める場合」について」の一部改正についてに入ります。

前回の農薬分科会で、事務局より「「農業資材審議会が軽微な事項の変更と認める場合」について」の要件に生物農薬の観点を追加したいという提案がありまして、その後、どのような要件を追加するかについて生物農薬評価部会で御議論いただくこととしていた件になります。

この度、生物農薬評価部会での議論が終了したということですので、その結果を有江委員から御説明をお願いいたします。

○有江委員 生物農薬評価部会の部会長、有江でございます。部会を代表いたしまして、生物農薬評価部会で議論いたしました結果の御報告をさせていただきたいと思います。

資料9を御覧いただきたいと思います。

先ほど夏目分科会長からも御紹介がございましたけれども、現行の「「農業資材審議会が軽微な事項の変更と認める場合」について」は、化学農薬を想定して決定されたものです。資料9の中ほどにございますように、この規定は生物農薬の変更に登録する内容を想定して定められたものではないことから、第13回、第14回の生物農薬評価部会で議論いたしまして、生物農薬について「軽微な事項の変更」に該当する場合を以下のとおり整理いたしましたので、御報告いたします。

まず、1枚目一番下の段落を御覧いただきたいと思いますけれども、「適用病害虫の範囲」の変更については、農薬ラベルに記載される作物名や適用病害虫の変更のみの場合、軽微な事項の変更に該当すると判断いたしました。ただし、天敵農薬については新たに野外での使用を追加する場合、微生物農薬については、有効成分である微生物に昆虫感染性があつて新たに野外での使用を追加する場合は、軽微な事項に該当しないと判断したため、この二つのケースに関しては農業資材審議会で議論すべきであるとしております。

次に、二つ目の丸です。「使用方法」の変更につきましては、新たな試験成績や資料、考察提出がなく、変更後の「使用方法」における農薬使用者又はミツバチに対する暴露のリスクが

変更前より大きくならない場合、「軽微な事項の変更」に該当すると判断しております。

三つ目の丸になりますが、「使用期限」の変更については「軽微な事項の変更」に該当すると判断しております。

その下の「使用に際して講ずべき被害防止方法」については、新たな試験成績や資料、考察の提出がなく、既に登録されている被害防止方法から変更がない被害防止方法の追加である場合「軽微な事項の変更」に該当すると判断しております。

生物農薬部会での議論の御報告は、以上となります。

○夏目分科会長 有江委員、ありがとうございました。

次に、生物農薬評価部会での議論を踏まえた「「農業資材審議会が軽微な事項の変更と認める場合」について」の一部改正案について、事務局より報告をお願いいたします。

○石原審査官 引き続き、資料9の3ページ、別紙を御覧ください。

令和元年11月6日改正の「「農業資材審議会が軽微な事項の変更と認める場合」について」こちらから変更する箇所について、下線でお示ししております。

これまでの規定については（1）といたしまして、生物農薬が除外されることを明記したいと考えております。

（2）といたしまして、今回、新たに生物農薬に関する規定を追記いたしました。

生物農薬評価部会で御議論いただきました内容を踏まえまして、既存の規定と揃えた記載にしております。

①「農薬原体の有効成分以外の成分の種類及び含有濃度」に関する内容は、（1）と同様に、「軽微な事項」に該当しないものとしたいと考えております。

②につきましては、ア) 天敵農薬について、新たに野外での使用を追加する場合、イ) 微生物農薬について、その有効成分である微生物に昆虫感染性があり、新たに野外での使用を追加する場合、ウ) 人、家畜若しくは生活環境動植物への影響に関する新たな試験成績又は資料（考察）が提出されている場合、これらのいずれかに該当する場合は「軽微な事項」に該当しないものとしたいと考えております。

また、注釈といたしまして、「天敵農薬」「微生物農薬」それぞれについての定義を明確化しております。

事務局からの説明は以上となります。

○夏目分科会長 ありがとうございました。

生物農薬の審議の円滑化の観点から「「農業資材審議会が軽微な事項の変更と認める場合」

について」の要件に関して、まずは生物農薬評価部会で御議論いただいた内容を説明いただきました。また、事務局より、生物農薬評価部会での議論を踏まえ「「農業資材審議会が軽微な事項の変更と認める場合」について」の文章を整理した内容を説明いただきました。

これらのことについて、御意見、御質問等がありましたらお願ひいたします。いかがでしょうか。

従来、化学農薬と一緒にになっていたものが少しずつ分離されて、それぞれきちんと対応できるようになってきたかと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、資料9の別紙にある見直し後の「「農業資材審議会が軽微な事項の変更と認める場合」について」の文書を本日の日付で農薬分科会の決定としたいと思いますが、先生方、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○夏目分科会長 御賛同いただきまして、ありがとうございます。

それでは、資料9に関する議論は以上とします。

次に、議題（5）「微生物農薬の登録申請において提出すべき資料について」の一部改正について（報告）に入ります。

生物農薬評価部会での議論の結果を、有江委員から御報告をお願いいたします。

○有江委員 「微生物農薬の登録申請において提出すべき資料について」の一部改正について、生物農薬評価部会で議論した結果の報告をさせていただきます。

まず、資料10-1を御覧いただきたいと思います。

現在「微生物農薬の登録申請において提出すべき資料について」では、微生物農薬とはウイルス、細菌、菌類、原生動物又は共生細菌のようなものを活性成分にもつ線虫を、病害虫や雑草の防除のために、生きた状態で農薬として製造、輸入又は販売される形態のものと定義をいたしております。

微生物農薬に当たりますバクテリオファージとバキュロウイルスについては、宿主特異性が高い性質があること、今般OECDにおいて公表されたバクテリオファージ及びバキュロウイルスの審査に係る評価ガイドラインの内容も踏まえまして、微生物ガイドラインで要求している試験成績等の取扱いを明確化することとしました。

まず、下3分の1程度のところを御覧いただきたいと思いますけれども、（1）では、今回、見直しの対象としたバクテリオファージ、バキュロウイルスについて、OECDのガイドラインにおける定義も踏まえ、用語の定義を追加したことを記載しています。

(2)においては、バクテリオファージ、バキュロウイルスの生物学的特性も踏まえて要求事項を明確化した内容について、記載しております。現在のガイドラインでは、人及び家畜に対する影響に関する試験成績のうちの一つとして、細胞培養試験の提出を全ての微生物農薬に対して求めております。バクテリオファージ、バキュロウイルスを有効成分とする微生物農薬につきましては、宿主特異性が高いため、人や哺乳類の細胞に感染しないことが明らかであることから、細胞培養試験の試験成績の提出が不要であることを明確化しております。

次に、(イ)宿主細菌に関する情報についてでございます。

現在、微生物農薬の申請に当たって、有効成分である微生物に関する基本的な生物学的な情報を報告することとなっております。バクテリオファージを有効成分とする微生物農薬については、製造に当たって別の細菌を宿主細菌として利用いたしますため、宿主細菌に関する生物学的な情報についても御報告いただくことを明記しております。その下の三つポツのあるところになります。

次に、資料10-2「微生物農薬の登録申請において提出すべき資料について」を御覧いただきたいと思います。

以降ガイドラインと述べさせていただきます。

ガイドライン本文の記載でございますけれども、8ページを御覧いただきたいと思います。

別紙1提出すべき資料の項目及び提出すべき条件の表の、細胞培養試験の項目になります。赤で示していただきたいりますけれども、提出の要否が現行では○となっている箇所について、条件付きで提出を要する△として、条件付きの内容として有効成分がバキュロウイルス又はバクテリオファージではない場合は提出を要すると付記しております。

続いて、16ページを御覧いただきたいと思います。

これも赤字の部分でございます。提出すべき資料の作成要領の中に、微生物の生物学的情報の項目があります。この(2)報告事項に、報告すべき内容を追記しております。

続いて、50ページになります。

ここも赤字で示していただきたいりますけれども、用語の定義になります。用語の定義にバキュロウイルスとバクテリオファージを追加し、その用語を定義しております。

報告は以上となります。

○夏目分科会長 有江委員、ありがとうございました。

事務局から補足事項はありますでしょうか。

○石原審査官 本件につきましては、資料10-1に別添として付属しているとおりパブリック

コメントを実施しましたが、特段の意見がなかったことを御報告させていただきます。

○夏目分科会長 ありがとうございました。

ただいま御報告のございました「微生物農薬の登録申請において提出すべき資料について」の一部改正について、御質問、御意見等がありましたらお願ひいたします。いかがでしょうか。

一つ細かい点ですが、このバクテリオファージを有効成分とする農薬原体及び微生物農薬を製造する際に、有効成分である微生物以外の微生物を使用する場合というのは、宿主を……

○有江委員 はい。

○夏目分科会長 それは、何と言つたらいいんでしょう、企業独自で何か見つけ出してきたような割と重要な情報だと思いますが、それは外へは出ないんですか。部会で審議するときに資料としては入るけれども、それ以外のところには。

○西岡課長補佐 そちらに関しましては原体の、農薬の原料の製造等に該当する部分になります、御理解のとおり、非公開の情報とするのが適当と考えております。このため、部会の委員の皆様には見ていただきますけれども、公表資料にはなりません。

○夏目分科会長 分かりました。ありがとうございます。

いかがでしょうか。

○井岡臨時委員 大変単純な質問で申し訳ないんですけども、今後、この微生物農薬というのは増えていく可能性があるということなんでしょうか。教えていただけたらと思います。

○宇井室長 今後どういった剤が伸びていくかはなかなか予見が難しいところではございますけれども、微生物農薬というのは安定性がなかなか厳しいところもございましたけれども、技術的にも上がっておりまし、また、抵抗性が出にくいとか、そういったメリットもあるかと思っております。また、化学物質ではないということで、そういった面からも注目を浴びているのかなと思っておりますので、微生物も含めてですけれども、生物農薬系は今後、期待されるところが大きいのかなと考えてございます。

○井岡臨時委員 ありがとうございます。

○夏目分科会長 ほか、いかがでしょうか。

それでは、進めさせていただきます。

今後、バクテリオファージ及びバキュロウイルスを有効成分とする微生物農薬については、改正後の内容に従って試験が要求されることになりますので、生物農薬評価部会では、その内容に従って御審議をお願いいたします。

続きまして、議題（6）新たな科学的知見活用の見える化について（報告）に入ります。

事務局より御報告をお願いいたします。

○山原課長補佐 資料11を御覧ください。

新たな科学的知見活用の見える化について、報告事項でございます。

本件につきましては、本年2月、第45回農業資材審議会農薬分科会におきまして、我が国で登録のある農薬を対象に欧米における農薬の新たな評価結果や規制の強化に関する情報、またコーデックスにおける基準値削除やその評価結果等に関する情報を整理、報告することとされました。

本日、今年度上半期の情報について御報告申し上げます。

欧米やコーデックスの情報につきまして、資料に記載のとおりのケースを対象としております。

それでは、各剤の説明に移ります。

2ページでございます。

カルフェントラゾンエチルという除草剤の情報でございます。

FAO/WHO合同残留農薬専門家会議（JMPR）におきまして、この成分の評価に当たり、試験成績の不足が原因でMRL案の勧告には至らなかった旨が公表されています。その後に開催されましたコーデックス残留農薬部会におきまして、JMPRが評価を継続するためにはさらなるデータが必要であることを確認しております。

農水省の対応でございますけれども、引き続き、状況を注視する。諸外国の規制・評価の状況を把握しつつ、我が国の再評価においては本情報も含め検討することとするとしております。

次の剤の御説明に移ります。

ハロスルフロンメチルという除草剤の情報でございます。

欧州食品安全機関は、再評価に関して農薬リスク評価のピアレビューに関する結論を公表しております。その中では、毒性試験に使用されたバッヂが現行又は新たに提案されている製造バッヂと同等かどうか確認ができないこと、また、内分泌かく乱作用の評価が完了できない等の試験成績の不足が原因でADIなどが設定できず、承認基準を満たすかどうかの結論は出せなかつたようでございます。

農水省の対応でございますが、引き続き、状況を注視する。諸外国の規制・評価の状況を把握しつつ、我が国の再評価においては本情報も含め検討することとするとしております。

次の剤の御説明でございます。

フルフェナセットという除草剤の情報でございます。

欧洲委員会は、再評価の結果、内分泌かく乱物質として特定するための基準を満たしている、こちらはEUでの登録拒否要件でハザードカットオフと呼んでおりますけれども、そこに当てはまるものとして、承認を更新しないことを公表いたしました。それを受けましてドイツの当局が製品の認可を取り消すことを公表しております。

なお、本成分を含む製剤につきましては、アメリカでは農薬登録がございます。

以下のとおり情報を整理しております。

まず、ADIについてでございます。

EFSAがADIの設定根拠といった試験成績は、我が国でも食品健康影響評価の際に活用されておりました。この試験で認められた腎孟鉱質沈着の所見につきまして、EFSAは無毒性量が得られなかつたと評価しております、最小毒性量に追加の安全係数を加味してADIを設定しております。

一方、我が国では、同じ試験において無毒性量が得られていると評価しております。その上で、より小さい無毒性量が得られたこれとは別の毒性試験を根拠に、ADIを設定しております。

次に、内分泌かく乱についてでございます。

EUでは暴露量を勘案せず、発がん性、生殖毒性、内分泌かく乱作用等の有無だけで登録不可とする枠組みである一方で、我が国では、動物を用いた各種毒性試験成績で認められる所見とその無毒性量等のほか、我が国での農薬の使用方法による暴露量に基づきリスク評価を実施した上で登録の可否を判断する枠組みでございまして、こうした違いによって登録に差がある状況にございます。

また、今般EFSAが評価した内分泌かく乱に関するエンドポイントのうち最小の無毒性量と、我が国のADIの設定根拠となりました無毒性量を比較した上で、今般の情報が我が国のADIを引き下げる根拠になるとは考えにくいものと受け止めております。

農水省の対応状況でございますが、引き続き、諸外国の規制・評価の状況を把握しつつ、我が国の再評価においては本情報も含め検討することとするとしております。

6ページでございます。

ペルメトリンという殺虫剤の情報でございます。

JMPRは、試験成績の不足が原因で再評価を行うことができなかつた旨を公表しております、その後に開催されましたコーデックス残留農薬部会におきまして、今後、データスポンサーから追加資料が提出されることが確認されております。

農水省の対応でございますが、今後、データスポンサーから提出される追加資料を踏まえ、

JMPRにおいて改めて評価される見込みであり、引き続き状況を注視する。諸外国の規制・評価の状況を把握しつつ、我が国の再評価においては本情報も含め検討することとするとしております。

次の割でございます。

マレイン酸ヒドラジドという植物成長調整剤の情報でございます。

JMPRは、試験成績の不足が原因で再評価を行うことができなかつた旨を公表しております、その後に開催されましたコーデックス残留農薬部会におきまして、今後、データスポンサーから追加資料が提出されることが確認されております。

農水省の対応でございますが、今後、データスポンサーから提出される追加資料を踏まえ、 JMPRにおいて改めて評価される見込みであり、引き続き状況を注視する。諸外国の規制・評価の状況を把握しつつ、我が国の再評価においては本情報も含め検討することとするとしております。

最後に、メトリブジンという除草剤の情報でございます。

欧州委員会は内分泌かく乱物質として特定するための基準を満たしているといったしました。このことを受けまして、ドイツの当局もこの成分を含む製品の認可を取り消したことを公表しております。

なお、本成分を含む製剤につきましては、アメリカでは農薬登録がございます。

以下のとおり情報を整理しております。

EUでは、暴露量を勘案せず、発がん性、生殖毒性、内分泌かく乱作用等の有無だけで登録不可とする枠組みである一方、我が国では、動物を用いた各種毒性試験成績で認められる所見とその無毒性量等のほか、我が国での農薬の使用方法による暴露量に基づきリスク評価を実施した上で、登録の可否を判断するという枠組みの違いがございます。

EFSAは、甲状腺ホルモンのかく乱による神経発達への影響が懸念される一方で、その作用機序が完全に解明されておらずヒトへの関連性を排除できないとして、再評価の結果、追加の安全係数を適用し、ADIを引き下げているようでございます。

他方、我が国の状況でございますが、農薬登録時に提出されております作物残留試験におきまして、メトリブジンの残留量は、食品摂取量の多いトマトにおきまして定量下限値（0.005 ppm）未満であることを確認しております。

農水省の対応でございますが、本成分は、2025年3月に再評価対象として告示済であり、資料を受付け次第、手続を開始予定。申請者は本情報も把握した上で資料の準備を進めており、

再評価では、甲状腺比較試験等、EFSAが評価した試験成績も含め評価するとしております。

今後も定期的に報告いたしますが、本日、御報告をする6成分の御説明は以上になります。

○夏目分科会長 ありがとうございました。

ただいま事務局から説明のあった新たな科学的知見活用の見える化について、御質問、御意見等がありましたらお願ひいたします。

○美谷島委員 今、6剤ですか、御説明いただいた中の3剤目のフルフェナセットと最後のメトリブジンですか、内分泌かく乱作用に対する欧州委員会の対応等を書いてくださっていますけれども、御説明があったとおりかと思いますが、やはり閾値を、私ども毒性を評価する担当としてはいろいろな毒性試験を踏ました上で、その用量反応性等を取って内分泌かく乱も含めて評価しているということですけれども、実際に今回、内分泌かく乱作用があるからということでハザードカットオフということで捉えていて、もう「ある」「なし」みたいな対応になっているように思っております。

その辺の評価・判断基準がどのようにされているかというところも含めて、さらなる情報があればお教え願いたいと思って発言いたしました。

○山原課長補佐 美谷島委員から、EFSAにおきまして内分泌かく乱作用をどのような形で評価しているのかというお投げかけをいただいたところでございます。

事務局が承知しておりますところといたしましては、EFSAにおきましてはまず *in vitro* 試験など、これは受容体に着目し、転写活性に影響するかどうかといったデータになりますけれども、そういったものも活用しながら、内分泌かく乱作用があるかないかをまず確認する。それだけではなくて動物試験、二世代繁殖試験など様々ございますけれども、その高次の試験で実際に毒性が認められているのかどうか、こちらも見た上で、作用機序が説明できるかどうか、生物学的に妥当かどうかを加味して内分泌かく乱物質の要件に当てはまるかどうかを判断しているようでございます。

内分泌かく乱に關係するエンドポイントの無毒性量を動物試験成績からも判断しつつも、こういった要件に当てはまった場合には承認を認めない、こういった措置をとっているものと理解しております。

○美谷島委員 ありがとうございました。

そのような段取りというか、ある程度オーソライズされた形で内分泌かく乱作用が評価されているのであれば、妥当性も含めて、私たちもそういったことを検討していかなければいけないと考えておりますし、昨今、引用文献等で、NOAELより低いところで内分泌かく乱作用の有

無を検討しなければいけないような状況があるような気がしていて、やはり何をもって定義されているのか、引き続き情報収集などを進めていただければいいと考えております。

○山原課長補佐 ありがとうございます。

美谷島委員のお投げかけに関連いたしまして、本日御欠席の櫻井委員からもコメントをお預かりしておりますので、ご紹介させていただきます。

「内分泌かく乱物質の取扱いについては、国際的な議論が続いているものと認識しております。農薬分野に限らず、分野横断的な検討を要する背景があることも承知していますが、農薬登録制度において内分泌かく乱をどう扱うべきか、特に閾値を設定できない毒性として扱うのかどうかも、この報告とは別に検討する必要があるのではないかと思います」というコメントでございました。

事務局から、先ほどの美谷島委員のお投げかけ、櫻井委員のコメントに回答申し上げますと、内分泌かく乱作用については、閾値が設定できるものであると認識しておるところでございます。動物試験成績を基にしたリスク評価で登録の可否を判断するという考え方の下、実際にリスク評価、リスク管理をしているところでございます。

また、こういったメカニズムを知りたい場合に、試験成績の提出を申請者に要求できるという規定になっているところでございます。

内分泌かく乱作用につきましては、環境生物への影響という観点もあるほか、分野横断的な検討も必要となる状況でございますから、関係府省連携して対応する必要があると認識しております。今後とも関係府省で連携して、国際的な議論を注視してまいりたいと考えているところでございます。

○美谷島委員 どうもありがとうございました。

○夏目分科会長 ありがとうございました。

そのほか御意見、御質問等ありますでしょうか。

○岩田委員 今、整理いただいたとおり、欧州はハザード評価ということで、カットオフ基準があるということですが、リスク管理の中でそういった影響をどうするか、今後いろいろ議論されていくことだと思います。もう一つ、米国の状況については、やはりリスク評価ということで日本と同じようなスタンスと理解していいのかどうか。米国の評価を含め総合的に、そして慎重に考えていく必要があると思っておりますので、情報があれば教えていただければと思います。

○山原課長補佐 ありがとうございます。

米国は、先ほど岩田委員がおっしゃいましたとおり、基本的にはリスク評価、リスク管理という枠組みですね、そこは日本とほぼ同じ考え方だと理解しているところでございます。

今、海外情報を収集する際には、欧州、米国だけでなく、特に国際機関としての議論や動向、OECDであったりコーデックスであったり、そういった情報もよく把握しながら検討してまいりたいと考えているところでございます。

○岩田委員 引き続きよろしくお願ひいたします。

○三浦臨時委員 同じような質問になってしまふのですが、メトリブジンについては欧州で認可を更新せず登録取消しということが公表されていて、アメリカでも再評価中となっています。そうした場合、アメリカでの再評価の状況をしっかりとウォッチしていくとは思いますが、アメリカでも認可取消しとなった場合、日本ではどのような対応をとるのか、そういったことが分かれば教えてください。

よろしくお願ひいたします。

○山原課長補佐 三浦委員、ありがとうございます。

メトリブジンにつきまして、現在、米国で再評価中と認識しているところでございます。その再評価結果がどのような形になるかは、なかなか予断を持って申し上げにくいところではありますけれども、再評価の結果、仮に厳しい措置になりましたら、どういった毒性試験成績をもって判断したのか、そういった理由もよく精査しながら今後の対応を考えてまいります。

○三浦臨時委員 日本でもそのような結果を受けて、認可取消しも含めて検討していくということでおよしいですか。

○山原課長補佐 米国で規制対象となった理由、そこを精査した上で検討してまいりたいと考えております。

○三浦臨時委員 分かりました。

○夏目分科会長 そのほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、今後も引き続き情報収集、御報告をよろしくお願ひいたしたいと思います。

議題として上げていたものは以上ですが、そのほか先生方から何かございますか。

ないようでしたら、本日予定しておりました議事は以上となります。

進行役を事務局にお返しいたします。

○宇井室長 夏目分科会長、本日の議事進行、誠にありがとうございました。

また、委員各位におかれましては本日、長時間にわたり御審議賜りまして、誠にありがとうございました。

先ほど分科会長からもございましたが、事務局によります審議会の運営等を含めまして、委員の皆様方から御不明な点、御質問等、現時点でございますでしょうか。

もし今後、何かありましたら事務局の方にお問合せいただければと思ってございます。

本日の議事要旨、議事録につきましては、事務局の方で案を作成いたしまして委員の皆様方に御確認を頂きました後、公開とさせていただきたいと考えてございます。

そうしましたら、以上をもちまして本日の農業資材審議会農薬分科会を閉会とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

午後3時30分 閉会